

孺恋村農業委員会総会議事録(第10回)

(1) 開催日時 令和3年4月12日(月)開会:午後1時30分閉会:午後2時10分

開催場所:孺恋村役場 2階会議室

(2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)

農業委員

- 1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ  
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5)提出された議案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農用地売買あっせん申出について

第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第5号議案 その他

(6)会議の概要

局長 始める前に、今年度人事異動がありまして、昨年度干川が事務局でお世話になりましたが、今年度より小嶋君が事務局職員となりましたのでよろしくお願ひします。

小嶋 小嶋です。今年度より農業委員会事務局になりました。よろしくお願ひします。

会長 みなさんこんにちは、新年度4月の定例会という事でお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日は推進委員の方も出席いただいております。会議終了後、人・農地プランの話も事務局からあります。大分、春めいてまいりまして、桜も色づいてきました。キャベツの定植も早い所は始まってきていると思います。今年も良い年でありますよう願っている所であります。本日はよろしくお願ひします。

それでは、孺恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第3番号委員岡野芳和委員、第4番号委員下谷彰一委員にお願ひいたします。

事務局 ただいまより孺恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、農業委員会を開会します。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】

1番号 交換による所有権移転

2番号 贈与による所有権移転

3番号 贈与による所有権移転

4番号 贈与による所有権移転

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

10番委員 譲渡人より私の所に相談がありました。1月に親子間で贈与があった場所です。譲受人の土地は隣町にほ場があります。交換することでお互いに農地集約になるので良いと思います。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について1番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について1番号について、許可するものとして決定します。続きまして、2番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

13番委員 4月6日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は\_\_\_\_\_町\_\_\_\_\_地区と嬭恋の境にあります。牧場を経営されており、今回夫婦間の贈与であり問題ないと思います。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について2番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について2番号について、許可するものとして決定します。続きまして、3番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

13番委員 4月6日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は\_\_開拓の\_\_の近くの畑です。親子間の贈与であり問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。11番委員お願いします。

11番委員 渡人より相談がありました。親子間の贈与であり問題ないと思います。場所は畑のある鎌原地区の委員が確認しました。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について3番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について3番号について、許可するものとして決定します。続きまして、4番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

1番委員 4月6日に地元委員と事務局計6名で現地確認をしました。場所は旧\_\_小学校のすぐ上手にあります。譲受人の住宅があります。申請地は受人の住宅に隣接している畑になります。今までも家庭菜園で耕作していた畑です。兄弟間の贈与であり問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について4番号の関係ですが、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について4番号について、許可するものとして決定します。続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第5条の規程による許可申請について」】  
1番号駐車場用地

事務局 1番号につきまして、農地区分は2種農地になります。他法令との関係はなしです。(資料に基づき説明)

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

6番委員 売買価格が少し高い気もしますが、狭い畑ですし、駐車場として使用との事であり、本人同士も納得されているので問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、第3号議案「農用地売買のあっせんの申し出について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農用地売買のあっせんの申し出について」2件、案件朗読後説明】

議 長 1番号の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

13番委員 推進委員と農業委員の地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所は\_\_地区から\_\_方面へ行った\_\_開拓の\_\_の近くです。問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。2番号についてはどうですか。

7番委員 4月7日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所は\_\_開拓です。問題は無いと思います。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。無いようでしたら議案第3号農用地売買のあっせんの申し出については申し出を受けるといことで決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農用地売買のあっせんの申し出について、申し出を受けるものとして決定いたします。幹旋委員の指名につきましては事務局より願います。

事務局 鎌原物件につきましては4/20午後1時より地元の委員と大笹の物件につきましては4/20午

後2時から地元委員にお願いをします。場所は役場の応接室で行います。

議 長 続きまして、第4号議案農用地利用集積計画(案)への意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】  
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。設定する者は3名、設定を受ける土地計25筆、42406.20㎡設定を受ける者1名経営移譲による設定2件、新規1件となります。公社が行う売買支援事業の所有権移転が1件となります。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第4号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、第5号議案「その他」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第5号「その他」】  
報告1 農地法第18条の6項の規定による通知書 2件  
報告2 現況証明書 1件  
報告3 農地転用許可後の事業完了報告について 1件  
報告4 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件  
報告5 制限除外の農地等の移動届出書 1件  
報告6 制限除外の農地等の移動後の事業状況報告について 3件

議 長 第5号議案その他の報告をいただきました。その他ですが、事務局よりお願いします。

事務局長 その他ですが、人・農地プランの実質化についてお話しします。  
「人・農地プラン」実質化後の取組をご覧ください。このような形で取り組みたいという事でまとめさせていただきました。①実質化された人・農地プランに基づいて、農地中間管理機構の活用を地域で勧め担い手(営農者等)への集積・集約を進めていきます。  
また、新たな担い手や外部等からの担い手が必要とした地区では、「人・農地プラン」で作成した地図の図面を活用しながら、農地情報システム(全国農地ナビ)等で情報公開していきたいと思えます。②農業委員会及び地区農業委員さん等で当該地区への意向の借受希望者の情報を共有することで、担い手を掘り起こし耕作放棄地や遊休農地の解消を進めていきます。

- ③遊休農地が解消され担い手等が借り受ける見込みがある場合には、農地の所有者に対して遊休化の解消を勧めることを想定していることから、所有者への働きかけに取り組んでいきます。
- ④令和3年度では、実質化された「人・農地プラン」の進捗状況や改正をおこなうための話し合いを昨年同様の時期に開催する予定でいます。

農林振興課長 令和3年度の予算について説明。

農林水産業費 761,920千円(内訳:農業費695,350千円、林業費66,505千円、水産業費65千円)主な事業内訳

○農業委員会費 34,037千円

(農業委員会事務事業13,693千円・委員報酬・農地情報システム委託、全国農業新聞購読料補助、全体研修会バス借り上げ料等)

○農業経営基盤強化費 3,430千円(担い手への農地集積集約化事業3,236千円)

○その他(農業総務費41,724千円、農業振興費111,887千円※うち農地費498,456千円は土地改良による予算で建設課所管「環境保全型農業の緑肥補助、イメージアップ事業テレビCM補助、野菜王国移植機等の購入補助、セル苗育苗ハウス補助、コロナ対策で労働力緊急支援金40,000千円等」、畜産振興費1,757千円「畜産・防疫検査費等」、実習館整備費4,059千円、林業振興費64,386千円「治山事業70,000千円の自治体負担10%7,000千円」)有害鳥獣対策費20,000千円となります。

事務局 昨年度の委員報酬の振込明細をお配りしました。年間予定表をお配りしました。それから、委員活動につきまして、月に1回はパトロールを各自行っていたいただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

議長 他の委員のご意見何かありますか。  
次回は、5月10日午後2時から農振協議会の終了後に行いますのでお間違えのないようお願いします。本日の協議事項は全て終了しました。その他皆様から何かございますか。無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時10分閉会

議長 (西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人 第3番委員 (岡野芳和) 岡野 芳和

第4番委員 (下谷彰一) 下谷 彰一